

明るい郷土

住みよい高萩

市報 たかはぎ

才67号

8月5日発行

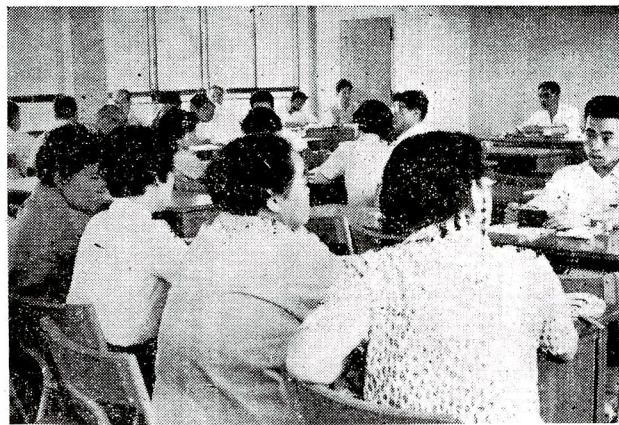
発行 高萩市役所
編集 総務課
印刷 藤枝印刷所

『話しあい活動のモデル市となつて』

生活と政治を結びつける 『話しあい』に参加しよう!!

当市が公明選挙モデル地区に指定されたことは、先月の市報でお知らせしたとおりですが、高萩市では、選挙管理委員会と教育委員会が提携して各種民主団体に呼びかけて、生活と政治を直接させて私達の幸福を追求するという指導方針をもつて映画と話しあいを実施してきましたが、その間、公民館、婦人会、青年会、その他大勢の皆さんから絶大なご協力をいただいておりますことについて、厚く御礼申し上げます。

五月三月二十六日には市役所で、父親と婦人と青年との話しあいを開催しまして家庭並びに部落社会内における問題点について話しあいました、このとき県社会教育主事栃木正雄先生から高萩で各部落から賛み上げている話しあいは実によい、と講評があり、同年三月二十三日付をもつて



6.6式討議法による話しあい

高萩市の話しあいは、茨城県市町村選挙管理委員会連合会から表彰され、県内で一躍有名になったことについては、皆さんの理解と協力によるものと思ひ重ねて厚くお礼申し上げます。次に昭和三十六年については二月十五日から市内二十ヶ所の公民館を巡回して昨年の復習をしてから、わたしたちの生活と市政のつながりは、どのようになっているだろうか、また、より望ましい関係をつくるにはどうすればよいだろうか、というテーマをもつて地方自治体の機構について話しあい学習をしましたところ色々建設的な改善意見が出ました。また、その後の傾向として婦人会員等の市議会傍聴が多くなったことは、高萩市婦人会の政治教養がかなり高い水準にきているせいではないかと思はれますのでまず敬意を表するとともに今後の活躍を期待したいと思ひます。さてこの様にして下から積み上げてきた高萩市の話しあいは県当局から大いに認められ、昭和三十六年度の公明選挙運動モデル市に指定され、国庫委託金をいただきましたので、この運動が市民の中に浸透して、自主的に上つてくるよう、部落話しあいについての助言者養成講

市の人口の動き (8.10.現在)

世帯数	7,331				
人口総数	34,188				
男子	17,167				
女子	17,021				
出生	20	死亡	7	転入	86
19	5	63	72	60	
男女計	39	12	149	132	

習会を七月中に三回開催しました。また現実の生活が政治と直結していることを理解して政治教養を高めるために講演会を八月中旬に五回開催することになっております。続いて本年九月、十月と来年二月頃市内二十二ヶ所の公民館その他において例年とおりの映画と話しあいを開催することになっております。その他市内に四ヶ所モデル地区を設定して講演会を開催したり話しあいを実施して自主的活動を盛んにすることになつておりますので皆さんは話しあい活動の中心となつてご協力下さるようお願いいたします。

なお講習会は次の通り行われておりますのでご聴講下さい。

八月十一日 上君田小学校
県立図書館長 河内義一氏
八月二十日 市役所
茨大教授 木村俊男氏

新たに防火管理者制度が誕生

施設利用者の安全のために

こんどの消防法一部改正によつて、学校、病院、工場、興行場、百貨店など多数の人々が入り出たり、勤務したりする建物には、防火管理者を必ずおくる事になりました。これは多数の人々を利用する建築物（防火対象物）を火災から守つて、利用する人がたの安心をはかつていこうというねらいです。

○どんな施設におかねばならいか

防火管理者をおかねばならない場合は「多数の人が出入りしたり、勤務したり居住している防火対象物」となっています。では具体的にどんな建築物を対象にするか列記してみますと

- (1) 劇場、映画館、公会堂、または集会場
- (2) キヤバレー、カフェ、遊技場など
- (3) 待合、料理店、飲食店など
- (4) 百貨店、旅館、ホテル、寄宿舎など
- (5) 病院、診療所、養老厚生施設など
- (6) 小、中、高校、大学

○どんな資格が必要か

防火管理者となるのには一定の資格が必要です。現在のところは資格のないものでも、防火対象物の管理者として定め所轄の消防長市町村長に選任届けをすれば、昭和三十七年三月三十一日までは管理者となつていられますが、その後は資格がなくなりますが、この期間内に知事または消防長が行なう防火管理者の講習を受けねばなりません。講習内容は、管理者として必要なことを、十二時間講義を受けることになり、講習しないとい資格

○管理者の職務とは

管理者は次のようなことについて、その拡充強化をはかつたり、誠実に職務を行なわねばなりません。

- (7) 図書館、美術館、神社、寺院、教会など
- (8) 公衆浴場、工場、作業場、倉庫

日雇労働者健康保険法が改正されました

- (1) 消防計画の作成
- (2) 消防、報、避難の訓練を行なう。
- (3) 消防用設備などの点検や整備
- (4) 火気の使用や取り扱いの監督
- (5) そのほか防火管理上の必要な業務

これらのことについては市町村の消防機関に連絡をとつて、適当な指導をうけるようにすることが必要です。くわしいことについては市役所におたずね下さい

議会だより

工場誘致條例審議会

既設の条例を再検討するための審議会である。

- 委員長 鈴木 道雄
副委員長 川松 光彦
委員 田那辺正男 大久保 清
沼田 保 石 安太郎
鈴木 猷 平山 俊郎

去る七月二十一日開催された全員協議会に於て左のとおり、審議会並びに委員会が発足、夫々の初期の目的に邁進することとなつた。

市有地家屋移轉対策委員会

浜地区八、四〇〇坪内に無断建築した住宅の移転を促進するための委員会である。

- 委員長 渡辺 東治
副委員長 鈴木 藤雄
委員 田那辺正男 石 安太郎
平山 俊郎 大和田知之
中島 豊 渡辺 伝
藤井 実 上田 助重
鈴木 好之 川松 光彦

日雇労働者健康保険に加入の被保険者並に適用事業所の皆さん。日雇労働者健康保険法の一部が改正されて保険料が値上げされましたがそれに伴ひ被保険者の皆さんにも、傷病手当金の支給日数の増加、分宛費等が値上され皆さんに有利になりました。改正の主要の点は左記のとおりです。

- 一、保険給付を受ける場合
旧 新
日額 一級二〇〇 三三〇
二級一四〇 二四〇
被扶養者の無い者が入院した場合

被保険者及びその被扶養者の疾病又は負傷に対し五割の医療給付が行われます。この日雇労働者健康保険特別療養費受給票が交付されます。

(2) 国民健康保険法の一部も改正されて日雇労働者が被保険者手帳を返納した場合、国民健康保険の被保険者となり得ることとなりました。

- 三、分宛費の支給金額
旧 新
一級二八〇〇〇
二級一四〇〇〇
四、配偶者が分宛の場合
旧 新
一、〇〇〇
二、〇〇〇
五、特別療養費の支給
日雇労働者の皆さんが始めて被保険者となつたとき当初二ヶ月について当該の

- 七、日雇健康保険料の改正
一級二八〇円以上 二〇〇円
二級二八〇円以下 一八円
四八〇円以下 二〇円
(半額事業所半額被保険者の負担)
八、その他
(1) 被保険者手帳の交付
右の改正は昭和三十六年七月一日（一部は六月十五日）から施行されました。

夏の犯罪をなくしましょう

夏季には、例年、粗暴犯罪が著しく増加するなかでも、婦女子にたいするわいせつ行為その他の性犯罪やキャンプ場、海水浴場等での暴力事件などがあとを絶たない。このような犯罪がとくに夏季にふえる主な原因を考えて見よう。

① 暑さのため人々の氣持がゆるむとともに、服装、家屋等が開放的になつてくる。

② 盆踊り、花火大会等つい夜ふかしになりがちなる行事が多い。

③ 学校も夏休みとなりキャンプ場、海水浴場等へ出かけて開放的に自由な空氣を味わう機会が多くなるその結果自然とその場のふんい氣や集団心理に影響されて、羽目をはずす傾向に流れがちとなる。

こうした犯罪を防ぐためには、とくに次の点に注意することが大切である。

① キャンプ場や海水浴場には、子供だけでは行かせず学校の先生その他信頼できる責任者や指導者を伴うことでキャンプ場等では秩序正しい行動をとるよう指導する。

② 盆踊りや花火大会等

に行く場合も、早目に帰宅するよう努める。とくに、婦女子が一人や二人で夜遅くまで遊びまわるような行動を慎むこと。

③ 夏休み中に学童が不規則な生活に陥つて歓楽街に出入りするようになり、非行化するケースが多い。学童の生活指導を適切に行うこと。

④ 子供に危険な刃物類を不必要に持ち歩かせたりまたは危険な遊びをさせないようにする。

⑤ 暑いからといって、戸締りもしないで休むようなことを慎むこと。窓等はできれば、網戸とするとかまたは格子をつけること。

⑥ 暴力事件にあり、または見た場合は、すぐ警察へ届け出ることに。

()

入国拒否(暴力団の開始、八月中)

「この町が明るくならねえもん」



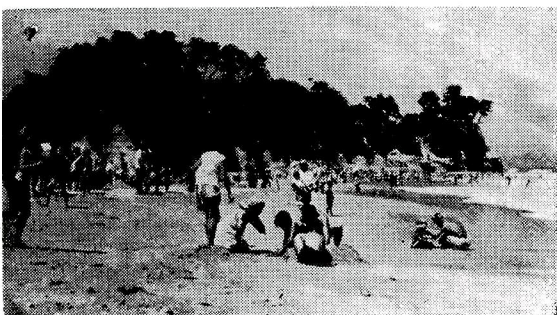
きれいな街
きれいな海

暑い夏は、すがすがしい環境にいたいものです。最近、街の空地に、道路側に海岸に、ゴミが目立ちます。家庭から出るゴミは、自家で焼くか、市民課へ依頼して下さい。工場から出る、樹皮、おがくず、その他のゴミは、各自で処分して、道路側、空地、海岸、河川等に、捨てないで下さい。住みよい街は、お互いの公德心によつて、守りましょう。

赤痢予防は
手洗い運動から
また赤痢シーズンがやってきました。毎年のことながら

赤痢患者は一向に減らない。赤痢菌は口から入る。手洗いを徹底すれば九十九%まではさけることができる。

食前に手を洗うことぐらゐは、常識だけれどもが承知のことであるが実際にはなかなか実行されていない。菌は目に見えない。「たいしたことはないだろう」とか軽い気持ちで「おやっ」とつかむ。このような意識が改められない限り赤痢は伝染病の王者である自分一人のことでなく他人に迷惑をかけることになる。子供に手洗いの習慣をつけるために家中で手洗いを実行しよう。



赤い旗は危険です [高萩海岸]

毎日の新聞に、水難が報ぜられ、人命が失われております。海岸で、貯水池で、川で遊ぶ時は、充分気をつけて下さい。殊に、幼ない子供は付添いが必要です。海岸は波が荒い上、潮の流れも常に変つており赤い旗の立つて居る処は泳ぐことは元より海に入ること危険です。白い旗の立つて居る処でだけ泳いで下さい。

余暇利用と少年非行

水戸家庭裁判所

最近、世間一般に余暇を大いに楽しもうとする風潮がみうけられレジャーブームといふこともいわれています。従来は一部の人だけが余暇を楽しんでいたのが経済生活の向上労働時間の短縮などにより国民一般が余暇を充分に楽しめるようになったとい

にも、きわめて望ましいこととす。しかし、一方ではいたずらに享楽にふけり肉体的、精神的な疲労を増大する結果をまねくような不適切な余暇の利用も多くみうけられ、不健全な享文

おとなの不適切な余暇の利用が少年たちにどのような悪い影響を与えるかということに注目し余暇の有効、適切な利用について少年に範を示してほしいものです。少年たちが、最も余暇の多い夏休みの時期をその人格形成に役だつように有効に過ごすことができるよう学校でも家庭でも適切な指導、援助を与えてほしいと思います。

われらことはまことに結構なことです。しかし、この活動のエネルギーを養うために、余暇が善用されることは、各人の幸福のためひいては国家社会発展のため

楽化が発達する傾向があることは、残念なことだと思います。おとなとしてもいざにレジャーブームをおう歌するだけでなく、そのかげであやまちに陥りやすい少年が多いこと、そして

× × × × ×



8月家庭の管理

ことしの立秋は八月八日暮れが少しはやまり、涼風も立ち、初秋のけはいも少しずつ見えはじめますが日中の暑さはまだくっきり続き、心、からだ、住まいのすべてに、夏の疲れが感じられるのがこの立秋前後です。このあたりで気分一新が家のよりよい消夏の術を工夫してみてもいいかがでしょう。

天候によつて、

りましょう。

(衣)

また屋と夜との気温の高低の激しいこのころは、ちょうど梅雨季なみの衣服用意がいります。うすい毛織りやナイロンのジャンパー、カーデigan、スカートなどの夏着とを適時脱いだり着たりが当分続くでしょうからこの置き場所を作つておいてはいいかが。いくつものハンガーにかけておくなら、部屋のスミのダンスのかげに……押し入れの中なら乱れかごか、フタなし容器をきめてキチンと、脱ぎすてた衣類の置場をきれいに整えておくことは、次に着る時に感じがいいし、室もすつきりするものです。

その他編み物にもそろそろとかかりたとき。もう汗ばむ指に糸のからみつくこともなく能率もあがります。季節に敏感な赤ちゃんや幼児、お年寄りや病身の家族の、秋の調節着としていまから準備しておいてや

(食)

安くなったナスやキウリの保存づけをしましょう。夏のつけものは塩からくおもしろいくらか重くして十分水があがするように、いつも注意しましょう。保存用にはいたいてい本づけの時ヌカを入れますが、このときも最初はおもしろい重くし、上部のヌカにしめりを

おびてきかところ、セロハンをびつたり押しつけて押しぶたをし、軽いおもしろいをのせます。虫やはこりよけのおもしろい忘れないように。この月はナス、ブドウがようやくさかりになりますとくにブドウは種なしものが近年たくさん出まわつています。おかしをたべるより、こうした果物をできるだけ豊富にたべたいものです。

(住)

台風シーズンが近づきます。屋根、雨どいの修理、補強、床下の水はけ作りな

ど早めにとりかかりましょう。予報に注意しながら雨具の用意、食糧品の購入なども適当に……。浸水しやすいところでは、保存食や飲料水の用意も必要です。ときには近所話し合つて万全の策を立てておきましょう。

○県民体育大会 高萩市予選

十月一日に行われる県民体育大会の高萩市予選が行われるので一般青年の方はふるつて参加いたしましょう。

とき 九月三日(日曜日)
午前九時より
ところ 高萩高校グラウンド
種目 陸上、バレー、卓球、柔道、相撲、剣道、

○自給飼料を確保 しましょう

和牛を飼っている方々のために、飼料自給度の向上を図り農家の畜産経営の合理化促進に役立つため九月四日、黒牛の飼料自給化普及研修会を実施します。

○所得状況届を 忘れずに

老令、障害、母子の各福祉年金証書を受けている皆さんは昭和三十五年の収入と家族の状況等を調べる所得状況届を出しませんが九月からの年金を受けることが出来ません。年金証書を持つている方は大至急年金証書と印鑑を持つて福祉事務所社会係へお届け下さい。なお用紙は係に準備してあります。

○戦地加算の復活

このたび恩給法の改正により、いままでの廃止されていた戦地加算が復活したことに、あらたに恩給を受けられることになった、もと軍人の方、また、もと軍人の遺族の皆さんに対する加算の内容や、請求手続きなどについて、左記のとおり説明会を行いますからお知らせいたします。

告知板

一、とき 9月11日(月)
旧高萩地区 午前10時
午後三時まで
9月12日(火)
旧高岡地区、旧高岡地区、旧松岡地区、旧高岡地区、一、ところ 市役所大会議室

○療診車を ご利用下さい

簡易保険では、ご加入者の皆様に一人でも多く健康になつて頂くために診療用自動車派遣することになりました。

診療も薬も無料ですからご病気の方やご気分がすぐれない方はどなたでも気軽ににお出下さい。

●月日及び診療時間
八月十一日 午前九時から午後四時まで
●ところ 市立才一幼稚園
●診療内容
診療治療X線撮影、検尿、血圧測定、血沈検査、応急手当その他健康についての相談
●主 催
高萩郵便局
宇都宮簡易保険診療所

蚊・ハイのいない村

を完全によれ
市民の声欄をもうけましたので皆さんの建設的なご注意を係ではいつもお待ちしています。
原稿用紙 四〇〇字以内
テーマは自由です。

日によつても効果はありません、ある程度の広さの人家が全部いっしょに行かねばなりませんので市で何とか考えの上実行して頂くよう重ねてお願い申し上げます。(安良川神谷生)